

「病児保育」 Q&A

NO	質問	回答
1	利用対象児童を教えてください。	以下①～③のいずれかに該当するお子さま ①神戸市内に居住している小学校6年生までのお子さま ②市外居住で、神戸市内の認定こども園、保育所(園)、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、小学校に通うお子さま(認可外保育施設は対象外) ③市外居住で、神戸市内に勤務する保護者の小学校6年生までのお子さま(勤務証明が必要)
2	何歳から預かってもらえますか。	施設により異なるため、直接ご利用される病児保育室へご確認ください。
3	いつ利用できますか。	月曜日～金曜日(祝日除く)の午前8時～午後7時を基本としています。ただし、各施設により異なりますので、神戸市HPまたは各病児保育室HPをご確認ください。
4	利用料(保育料)はかかりますか。	1日1人あたり2,000円です。 尚、昼食代・おやつ代が別途必要となります。
5	減免制度はありますか。	生活保護世帯及び市民税非課税世帯は保育料が無料、所得税非課税世帯は保育料が1,000円になります。 利用する際に提出していただく書類がございますので、神戸市HPをご確認していただくか、ご利用される病児保育室にご確認ください。 ただし、市外居住で、神戸市内に勤務する保護者の小学校6年生までのお子さまについては、減免対象には該当しません。
6	休日に緊急な発症で、週明けからすぐに病児保育室に預けたいがどうしたらいいですか。	休日に緊急で受診する場合、「神戸こども初期急病センター(HAT神戸)」「神戸市医師会西部休日急病診療所(学園都市)」では医師連絡票の発行が可能です。
7	利用方法を教えてください。	(1)事前登録→(2)診察→(3)予約→(4)利用申請→(5)入室という流れになります。具体的な利用方法は施設により異なる場合があります。 (1)事前登録 【利用登録票】を各病児保育室へ直接提出してください。もしもの時のために、早めに事前登録をしておくことをおすすめします。 (2)診察 かかりつけ医または病児保育室の医師による診察を受け、【医師連絡票】を作成してもらってください。利用にあたって、医師連絡票は必須になります。 (3)予約 原則、利用前日までにお電話・インターネット等で予約申し込みをしてください。急な発症の場合、朝の空き状況によっては当日予約で診察～受入まで可能な場合がありますので、病児保育室へご相談ください。 ※施設が予約確定をして初めて受入可能となります。定員を超えた場合や、お子さまの症状によってはお預かりできない場合もあります。 (4)利用申請 利用当日、【医師連絡票】と【利用申請書】を病児保育室へ提出してください。 (5)入室 お迎え時間まで、病児保育室でお子さまをお預かりします。